

# 令和3年五所川原市教育委員会第10回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和3年五所川原市教育委員会第10回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第39号	令和3年9月22日	五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について	令和3年9月22日	原案可決

令和3年五所川原市教育委員会第10回定例会会議録

日時：令和3年9月22日（水） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認（令和3年第9回定例会）
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第39号 五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について

閉会

◎出席教育長及び委員（４名）

教育長	原	真	紀	
１番	丁子谷		悟	委員
３番	奈良	陽	子	委員
４番	楠美	恭	寛	委員

◎欠席した委員（１名）

２番	木村	吉幸	委員
----	----	----	----

◎説明のため出席した職員（７名）

	教育部長	夏坂	泰寛	
教育総務課	課長	永山	大介	
社会教育課	課長	大沢	丈徳	
学校教育課	課長	三和	明久	
学校給食センター	所長	葛西	一	
図書館	館長	佐藤	悟	
学校教育課	課長補佐	村元	宏禎	

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐	工藤	大
-------	------	----	---

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が３名、定足数に達しております。これより令和３年五所川原市教育委員会第１０回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、4番 楠美委員をお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和3年第9回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長報告ですが、私から2点ございます。

1点目は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてです。五所川原市新型コロナウイルス感染症対策本部では、県内外における爆発的な感染者急増の状況を踏まえ、病床のひっ迫や医療崩壊、社会経済活動停止といった最悪の事態をなんとしても回避するため、青森県新型コロナウイルス緊急対策パッケージを踏まえ、9月1日から9月30日の期間、市主催で不特定多数の市民が集まるイベント等で、不要不急と判断されるものの中止又は延期、さらには不特定多数あるいは多数の市民等が利用する、市有公共施設等の休館又は使用中止などを盛り込んだ、五所川原市新型コロナウイルス感染拡大防止緊急対策を実施しております。

これにともない、五所川原市教育委員会では、「青森県新型コロナウイルス感染症緊急パッケージを踏まえた学校等における感染防止拡大対策について」という文書を市内小中学校長あてに発出してしております。その中で示した学校における対応は、「本人や同居家族に風邪症状等が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校又は出勤しないことを徹底すること」、「学校行事等は原則延期又は中止すること」、「部活動は全ての活動を禁止すること」、「外部人材の来校による直接の指導は原則禁止とし、必要な場合は映像配信やオンライン等により実施すること」、「児童生徒及び教職員の学校外における文化・スポーツ団体での活動等についても、参加を自粛するなど、各自が感染リスクの低減に努めること」、「校舎、体育館、グラウンド等の学校施設の貸出を禁止すること」などで、9月1日から9月30日までを対策強化期間としております。なお、市内の社会スポーツや文化活動の団体等に対しましても、同様の協力をお願いしているところであります。

2点目です。9月2日に開会し、9月16日に閉会しました、市議会令和3年第7回定例会についてです。今回は一般質問を通告した7名のうち、4名の議員から教育委員会への質問がありました。

外崎英継議員からは、「市民の健康増進に関する体育施設の利用状況や整備について」、さらに「走れメロスマラソンの終了理由や再開見込み等について」質問がありました。

花田進議員からは、「学校における感染対策について」と「コロナ禍における成人式の開催について」質問がありました。

藤森真悦議員からは、「青森県最重要希少野生生物に指定されているエゾノウワミズザクラの現状と保護について」質問がありました。

平山秀直議員からは、「コロナ禍における児童生徒の心のケアについて」質問がありました。

予算・決算特別委員会においては、スクールカウンセラー派遣調査事業で「コロナ禍における新型コロナウイルス感染症に関する相談件数について」、走れメロスマラソン事業で「中止となったもの実際には支出された額やその内訳等について」、ICT教育環境整備事業及び小中学校公衆無線LAN管理運営事業で「設備設置後の利用状況について」、小中学校教育情報化整備事業で「事業内容やタブレットの持ち帰り及び破損した場合の対応等について」、小学校教室等空調設備整備事業及び中学校教室等空調設備整備事業で「エアコンの導入台数及び設置箇所の内訳や稼働状況等について」、小学校トイレ改修事業で「令和2年度末における洋式化率について」質問がありました。各議員からの一般質問及び予算・決算特別委員会の質問と答弁内容については、資料を配布しておりますので後ほど御覧ください。

私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に日程第5、議案第39号「五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。  
本件について、担当より説明願います。

○教育総務課長

議案第39号「五所川原市学校林運営委員会委員の委嘱について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

学校林運営委員会委員の皆様、特に新しく委員になられた方には、学校林について理解を深めたうえで会議を行っていただきたい。

○教育長

来月中に開催予定の会議の中で、各学校や各地区の代表として委員に加わった方々には、学校林の理解を一層深めていただいたうえで協議を重ねていく、といった会議にできればと思いますのでよろしくお願いします。  
ほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、提案のとおり御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。  
以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
その他として何かございませんでしょうか。

○楠美委員

金木小学校に夕方になるとカラスが集まってきて、せっかく大規模改修を行って校舎が綺麗になるのに、ふん害等大変な状況のため、何か対策はないものでしょうか。

○教育長

学校内での様々な工事や通学路の状況など、これまでも点検や視察を行ってきましたが、今お話のあったカラスに関する被害等についても、金木小学校に限らず困っている状況にある学校があるかと思っておりますので、子供たちに不安を与えないようにその辺の情報を集めて対応を検討していきたいと思っておりますので、教育総務課長、よろしくお願いします。  
ほかにありませんか。

○丁子谷委員

楠美委員の意見と関連して、カラスに限らずムクドリ等も含めた、鳥害についての対応が必要かと思っております。例えば、LEDライトを夜間に照射して追い払うといった方法がありますが、一旦その場からいなくなるものの、すぐ近くに移動するだけで根本的な解決にはならないようです。  
教育委員会だけで対応できるものでもありませんので、駆除ということ含め、何年かかけて指針を作るなどしながら進めて欲しいと思っております。

○教育部長

丁子谷委員からいただいた意見について、これまで市においても音や光で追い払うなどの対処をしてきましたが、特効薬がないといった状況ですので、関係機関と協力しながら対処方法を検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長

いずれにしても、子供たちに限らず市民が困っているといった状況にありますので、教育委員会のみならず、色々なところで



何ができるか検討していくためにも、色々な発信の仕方を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。  
ほかにありませんか。

○学校教育課長

私の方から、「全国学力・学習状況調査の結果について」、御報告したいと思っております。

○教育長

学校教育課長から「全国学力・学習状況調査の結果について」の報告の申出がありましたが、事前に配布されている資料の中に、学校毎正答率の一覧が含まれておりますので、文部科学省の実施要領に、「なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと」とありますので、このことから「全国学力・学習状況調査の結果について」の報告は、非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、本件について公開しないことといたします。なお、本日は傍聴者がいないため、本件非公開に係る退出者なしのまま会議を継続いたします。

(非公開報告開始) 午後1時52分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により公開しない  
こととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(非公開報告終了) 午後2時11分

○教育長

ここから公開での会議を再開することになりますが、退出者がありませんでしたので引き続き会議を続けたいと思っております。

そのほかで何かありませんでしょうか。

○丁子谷委員

近頃、校則についてテレビや新聞の報道で目につきますが、市内の学校では校則はあるのでしょうか。

○学校教育課長

今は校則という呼び方ではなく、「心得」という呼び方になっておりますが、中学生であれば中学生らしい髪型、目にかかる  
と視力に影響があるから眉毛の上まで、といったように定めたものは現在もございます。

○丁子谷委員

これは市内の全中学校にあるのでしょうか

○学校教育課長

確認が必要ですが、全校あると思っております。

○丁子谷委員

頭髪検査や服装検査の際に、定規を使って測るなど、行き過ぎた検査・監査が人権を無視しているのではないかといった報道  
がされているが、市内の学校の「心得」について、どのような運用の仕方をしているか把握する必要があるのではないでし  
ょうか。

次に、前回定例会と総合教育会議を都合により欠席したのですが、通学路の点検について、配布された資料の中に、4年毎に  
点検するといったことが書かれていたと思うのですが、毎年新生が入ってくるわけですので、安心・安全のため、最低でも1  
年に1回は点検が必要ではないでしょうか。

3点目として、県が9月1日から30日まで部活動を全面的に禁止、屋外活動の禁止、県有施設の休館を発表しましたが、あ  
るひとから、なぜ体育の授業は実施しているのかという意見がありました。市もおそらく県から要請があつて部活動等を禁止に  
したと思いますが、上から指示があつたからやるのではなく、中止等の発信の方法を検討する必要があると思いました。

4点目として、市浦小学校の複式学級の教室についてどうなっているか。

5点目として、学校に配備しているタブレット端末について、貸出はしているのでしょうか。貸出した端末をつかっていじめ  
に発展し、小学校6年生の児童が自殺した事例があるので、貸出する場合は、弊害がでないように教育以外の利用ができないよ  
うに対策する必要があると思えます。

○教育長

まず1点目の校則について、小学校は文章化しているところはないのですが、心得と呼んでいる中学校もありますが、委員が心配している人権問題については、昨今取り上げられている問題ですので、その辺の状況を把握する必要があるとのことですが、市内の中学校の状況を把握するとともに、人権を無視したような検査・指導体制は慎むべきであると、教育委員会からしっかりと伝えていく必要があると思いますので、状況把握等を進めてもらいたいと思います。

○学校教育課長

気になる点などあれば、また報告等していきたいと思います。

○教育長

その際には報告等お願いします。

次に、2点目の通学路の点検についてですが、私の経験上では、各学校では毎年新1年生が毎年入学してきますので、必ず点検を実施しております。入学前の3月には点検を完了させて、登下校にあたってどうしても心配なことがあれば、教育委員会へ相談したりと、学校としては毎年複数回点検が行われています。

通学路安全推進連絡会議については、教育総務課長からお願いします。

○教育総務課長

4年毎というのは、合同点検に限ったものですが、8年や4年に1回といった他自治体のプログラムを参考にしました。我々としては、学校から通学路の危険箇所についての情報があれば、現地に赴いて危険を排除するといった取組は、毎年続けていきたいと考えております。

○教育長

通学路安全推進連絡会議は、市長部局など、様々な関係機関で構成されておりますが、それ以外でも教育委員会としては、学校からの情報は逐一集めており、その都度実際に現地確認するなどして、状況把握しながら対策に努めております。通学路についても、近年、様々な問題が発生しておりますので、喫緊の課題として取り組んでいく必要があると考えております。

3点目について、現在、部活動には制約をかけているところですが、体育の授業は実施しているということについて、学校教育課長お願いします。

### ○学校教育課長

現状、学校で発生しているクラスターも含め、多くが部活動を起因としたものと県でも把握していて、部活動を禁止するという方針となったものと思います。9月中の体育の授業では、感染防止対策をしてもリスクの高いものはやらないという方向で実施しております。

例えば、バスケットボール等の呼気が荒くなって接触があるものは控える、換気、マスクの着用など、感染防止対策に配慮して授業を行っていますので、教育現場から見ると、部活動と体育の授業はリスク的に違いがあるのではないかと感じます。

一番の心配は、部活動を楽しみにしている子供たちが多いと思いますので、長い間制約を受けるとするのは苦しい状況だとは思いますが、10月1日からは再開できるように、学校としても気を引き締めて感染防止対策を継続してもらおうよう、教育委員会からもお願いしてまいりたいと思います。

### ○教育長

今回の対策としては、できるだけ人流を抑えていくという方針で、学校の規模にもよりますが、体育の授業は普段一緒に生活をしている子供たちであります。部活動となると学年をまたいで交流ということになります。そのため、小中学校へは、清掃も含め縦割り班での活動は今月中はできるだけ自粛して欲しいといったお願いもしております。このように、部活動と体育の授業は、リスクをいかに下げていくかという面からの違いがあります。

それからもうひとつ、教育課程内、課程外という問題があります。体育や音楽等は教育課程内であり、学習指導要領で年間での標準授業時数が定められたものになります。部活動は、極めて教育的意義のあるものですが、教育課程外であり、標準授業時数が定められたものではありませんので、教育課程内である体育や音楽等については、実施の仕方を工夫しながら、感染リスクを減らし、実施していく方向で進めております。

この前の市議会でもありましたが、子供たちにとっては色々な制約があるため、ストレスが溜まってくるかと思っておりますので、その辺のケアも含め、配慮し、教育委員会へ保護者から問い合わせ等があれば、丁寧に対応していければと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に4点目の市浦小学校の複式教室について、教育総務課長お願いします。

### ○教育総務課長

今学期内には2階の教室へ黒板を設置したいと思っております。黒板については、市浦小学校の教頭先生にどんなのが良いか見積もり等をお願いしており、決まり次第、設置したいと考えております。

### ○教育長

現在、設置する黒板について、どんなものが良いのか学校に確認しているという状況であり、今学期中には設置予定で進めているということでしたので引き続きよろしくをお願いします。

次に5点目ですが、タブレット端末の貸出について、予想される貸出後の様々な問題の対策等について、どういう状況にあるか、学校教育課長をお願いします。

#### ○学校教育課長

タブレット端末の貸出に関しては、以前も定例会の中で必要性については話になりましたが、丁子谷委員から意見があったように、色々なリスクがありますので、貸出については、教育委員会で貸出に関するガイドラインを作成し、それを学校に配布しております。それを基に学校では実情に合わせて、保護者、子供たちに通知している状況です。例えば、メールは夜の9時以降は使わない、目的外には使わないといったことを保護者も含め情報をきちんと共有している状況です。

やはり、危険だから使わせないというわけにはいきませんので、情報モラルというものを学校としてしっかり指導していく、また、こういった事件があったわけですので、学校でも目の行き届かないものは、家庭の協力を仰いでいく必要があると思います。

現在のところは、タブレット端末を操作した際にはログというものが残りますので、子供たちには自分でやったことは調べればわかりますよ、ということ伝えて自粛を促し、できるだけシステムの制約は行わず、子供たちの情報モラルや知識の向上で対応していきたいと考えておりますが、最終的には、システム的にタブレット端末に制限をかけるということも可能です。

#### ○教育長

タブレット端末の導入といったように、こういった機器の導入を進めていくうえで、光の部分、影の部分といったことがでてきますので、影の部分に向き合うため、子供たちにしっかりと力をつけてあげる良い機会ととらえ、情報モラル教育をしっかりと行っていく必要があると思います。また、ガイドラインについても、各学校でかなりかみ砕いた内容で通知しているようですので、情報を逐一集めながら進めて欲しいと思います。

あと、問題になった事件については、推測されやすいパスワードで、全校統一したものであったため起きたという情報がありました。あ、当市の状況はどうでしょうか。

#### ○学校教育課長

あの事件でいけば、推測されやすいパスワードだったために、別の人のパスワードを盗んで入って、人の名前を使って書込をしたといった事案でしたが、当市では、パスワードを暗記して打ち込むということは難しいため、QRコードが印刷されたカードを持たせており、それをタブレット端末のカメラにかざして使うため、パスワードを簡単には推測されませんし、カードが盗

まれない限りは大丈夫です。

○教育長

もしかしたら、これから私たちの想像できないような望ましくない使い方がでてくるかもしれませんが、その辺アンテナを高くして、早め早めに対応できるようにしていきたいと考えております。

そのほかございませんでしょうか。

○丁子谷委員

12月26日の成人式は予定どおり行うのでしょうか。あと、対象者はどれくらいになるのでしょうか。

○社会教育課長

8月時点で対象者は約400名、申込者は市外転出者も含め211名。10月20日時点で再度対象者の人数を調査予定ですが、ほぼ同じ人数かと思えます。今年度の成人式は2回開催予定で、12月26日と翌年1月9日です。他市町村も同様に12月26日の開催が多くなっております。

政府では、ワクチン接種証明書を利用した各種制限も検討しているようですので、ワクチンの接種は積極的にお願いするなど、参加者には各種情報をお知らせしていきたいと考えております。

○教育長

成人式が開催できるかは、コロナの収束状況、ワクチンの接種状況等の要因によって左右されるかと思えますが、現時点では開催できるものとして、良い成人式にできるよう計画を進めている状況です。

そのほかございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

これを持ちまして令和3年五所川原市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。

午後2時38分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月22日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 1番 丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 4番 楠 美 恭 寛

会議の書記 教育総務課長 永 山 大 介